

これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況について

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
平成 (15年度) (※2)	「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策－中間とりまとめ－」 【評価終了】	平成16年9月に中間とりまとめを行い、その結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。	<p>【厚生労働省】</p> <p>当該中間とりまとめを受けて意見交換会を開催するとともに、平成16年10月に、我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しについて食品安全委員会に諮問。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>当該中間とりまとめを受けて、飼料規制の実効性確保を強化するための措置を講ずることについて食品安全委員会に諮問。</p>
16年度	「食中毒原因微生物」に関する食品健康影響評価 【評価終了】	<p>食中毒原因微生物9案件のうち、「鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリ」については、平成21年6月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。</p> <p>残りの8案件のうち、3件（「牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌」、「鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス」及び「食品中のノロウイルス」）については平成22年4月に、5件（「非加熱喫食調理済み食品（RTE食品）におけるリステリア・モノサイトゲネス」、「生鮮魚介類における腸炎ビブリオ」、「鶏肉におけるサルモネラ属菌」、「二枚貝におけるA型肝炎ウイルス」及び「豚肉におけるE型肝炎ウイルス」）については平成24年1月にリスクプロファイルを取りまとめ、消費者庁、厚生労働省及び農林水産省に情報提供した。これらの8案件については、「自ら評価」案件の取扱いについて（平成24年2月16日食品安全委員会決定）に従い、平成24年6月に「自ら評価」としての食品健康影響評価を終了した。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働科学研究「と畜・食鳥検査における疾病診断の標準化とカンピロバクター等の制御に関する研究」（平成24年度から3年）において、評価書で提案された諸対策を検討し、リスク管理手法としての有効性を検証。 厚生労働科学研究「食鳥肉におけるカンピロバクター汚染のリスク管理に関する研究」（平成27年度から3年計画）では、具体的なリスク管理手法の探索と構築を目的として研究を実施。

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者への生食・加熱不十分に関する注意喚起、地方自治体を通じた飲食店等の監視指導、食品衛生分科会乳肉水産食品部会 食肉等の生食に関する調査会 における生食に関する検討（平成26年8月の乳肉水産食品部会に報告。）等を実施。 <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年8月に作成した生産者、指導者向けの衛生管理ハンドブックについて、新たな知見を追加した改訂版を公表。 ・ 汚染実態調査を継続的に実施するとともに、低減対策効果を検証するための調査を実施。
17年度 （委員会 決定は19 年度）	「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓」に係る食品健康影響評価	外交ルートを通じ、評価対象国15か国に対し質問書による照会を行い、回答を得た13か国（オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、バヌアツ、チリ、パナマ、ブラジル、コスタリカ、ハンガリー、ニカラグア、ノルウェー、アルゼンチン及びホンジュラス）については、平成24年5月までに評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した（中国及び韓国については、現時点で回答が得られていない。）。	<p>【厚生労働省】</p> <p>評価対象となった国から輸入される牛肉及び牛内臓については、当該評価結果において「BSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる」と評価されていることから、これらの国からの牛肉等については、従来リスク管理措置を継続。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>評価対象となったいずれの国についても、当該国から我が国に輸入される牛</p>

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
			肉等が BSE プリオンに汚染されている可能性は無視できると評価されていることから、リスク管理措置を見直す必要はないものと判断。
18年度	—	選定されていない。	
19年度	「食品及び器具・容器包装中の鉛」に関する食品健康影響評価【評価終了】	平成 20 年 5 月に化学物質・汚染物質専門調査会に設置された鉛ワーキンググループ及び平成 31 年 4 月に設置された鉛ワーキンググループにおいて、食品安全確保総合調査等で収集した科学的知見を活用し、調査審議を行った。 令和 3 年 6 月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省、環境省、経済産業省に通知した。	—
20年度	「デオキシニバレノール及びニバレノール」に関する食品健康影響評価【評価終了】	デオキシニバレノールとニバレノールを併せて、平成 22 年 11 月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。 平成 30 年 2 月に、食品中のデオキシニバレノールの規格基準を設定することについて食品安全委員会に諮問。令和元年 12 月、食品安全委員会において評価結果をとりまとめ、通知。	○デオキシニバレノール【厚生労働省】 評価結果を受けて、食品中の規格基準の設定の必要性について薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、平成 29 年 9 月 22 日に小麦に対して 1.0 mg/kg 以下の基準値を設定することについて了承。 令和元年の評価結果を受けて、令和 3 年 7 月 30 日付で「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」（令和 3 年厚生労働省告示第 294 号）を告示し、小麦についてデオキシニバレノールを 1.0 mg/kg を超えて含有するものであってはならない旨の成分規格を新たに設定。

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
			<p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果の通知前から、小麦・大麦における含有実態調査、低減指針の推進等を実施。 ・ 評価結果の通知後も、引き続き低減指針の普及、他の農産物も含めた含有実態調査等を実施。 <p>○ニバレノール</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>評価結果を受けて、食品中の規格基準の設定の必要性について薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、現段階で基準値の設定の必要はないとの結論を了承。</p> <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果の通知前から、小麦・大麦における含有実態調査、低減指針の推進等を実施。 ・ 評価結果の通知後も、引き続き低減指針の普及、他の農産物も含めた含有実態調査等を実施。
〃	「オクラトキシンA」に関する食品健康影響評価【評価終了】	平成26年1月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。	<p>【厚生労働省】</p> <p>平成26年10月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、小麦、大麦及びライ麦については、コーデックスに準じて基準値を設定す</p>

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
			<p>ることとされた。その後、平成 28 年 11 月の同部会で、オクラトキシン A は偏在性が指摘されており、より正確に汚染実態を把握する観点からデータ収集を行う旨の報告が行われ、汚染実態調査等を実施中。</p> <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果の通知前から、米・小麦における含有実態調査、カビ汚染防止のためのガイドラインの推進を実施。 評価結果の通知後も、低減対策の推進と他の農産物も含めた含有実態調査を実施。
//	<p>「食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）」に関する食品健康影響評価 【評価終了】</p>	<p>平成 25 年 12 月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省ホームページにおいて、「ヒジキ中のヒ素に関する Q & A」を公開。 輸入農産物中の汚染実態の把握（平成 25 年度～26 年度）、厚生労働科学研究「鉛及びヒ素などの食品汚染物質の実態調査ならびにその健康影響に関する研究」（平成 25 年度～27 年度）等を実施。 <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果の通知前から、汚染実態調査、低減技術の開発を実施。

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
			<ul style="list-style-type: none"> 評価結果の通知後も、国内の水田土壌及びそこで生産された米に含まれるヒ素の含有実態調査、ヒジキの製造・加工事業者等に対する低減策の指導を実施。
21 年度	「食品に含まれるトランス脂肪酸」に係る食品健康影響評価【評価終了】	平成 24 年 3 月に評価を終了し、その評価結果を消費者庁、厚生労働省及び農林水産省に通知した。	<p>【消費者庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果の通知前（平成 23 年 2 月）に、事業者が情報開示を行う際の指針を発出。 トランス脂肪酸の規制方針等が厚生労働省等で定められた場合、必要な検討を行う。 <p>【厚生労働省】</p> <p>トランス脂肪酸の摂取については、令和元年 12 月にとりまとめられた「日本人の食事摂取基準（2020 年版）」策定検討会報告書においては、健康の保持増進の観点では、摂取基準値は設定していない。</p> <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果の通知前から、関連情報収集、摂取量調査等を実施し、ホームページを通じて情報提供。 評価結果の通知後、国際的動向等についてホームページを更新。

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
〃	「アルミニウム」に関する食品健康影響評価【評価終了】	平成 29 年 12 月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省に通知した。	<ul style="list-style-type: none"> 食品事業者、消費者等を対象としたセミナー等を実施。 <p>食品安全委員会で「自ら評価」に選定後、平成 29 年 3 月に厚生労働大臣から、硫酸アルミニウムアンモニウム及び硫酸アルミニウムカリウムについて評価要請を受け、平成 29 年 12 月に評価結果を取りまとめ、通知。</p> <p>厚生労働省において、平成 30 年 3 月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会での審議を経て、平成 30 年 11 月 30 日に食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示 370 号）が一部改正され、硫酸アルミニウムアンモニウムと、硫酸アルミニウムカリウムの使用量について、それぞれ、アルミニウムとして、菓子、生菓子及びパンにあってはその 1 kg につき 0.1g 以下でなければならない旨の基準を追加。</p>
22 年度	「加熱時に生じるアクリルアミド」に関する食品健康影響評価【評価終了】	平成 28 年 4 月に評価を終了し、その評価結果を消費者庁、厚生労働省、農林水産省及び環境省に通知した。	<p>【厚生労働省】</p> <p>厚生労働省ホームページ中「加工食品中アクリルアミドに関する Q&A」を改正するなど、加工食品中のアクリルアミド摂取量の低減に向けた普及啓発を実施。</p> <p>【農林水産省】</p>

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
			<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対して、加工食品中のアクリルアミド濃度低減に向けた対策（「食品中のアクリルアミドを低減するための指針」）の普及を行うとともに、指針の普及による低減効果を検証するため、加工食品中のアクリルアミドの含有実態を継続的に調査。 消費者に対して、家庭調理食品に由来するアクリルアミド摂取量の低減に向けた対策（「安全で健やかな食生活を送るために～アクリルアミドを減らすために家庭でできること」）の普及啓発を実施。
23年度	—	選定されていない。	
24年度	「クドア（クドア属粘液胞子虫）」に関する食品健康影響評価【評価終了】	平成27年11月に「ヒラメの <i>Kudoa septempunctata</i> 」について評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。	<p>【厚生労働省】</p> <p>クドアによる食中毒を防止する観点から、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸入のヒラメについて、過去に食中毒の原因となった養殖業者や輸入時検査で違反となった養殖業者については輸入の都度の検査を実施し、その他の養殖ヒラメについてはモニタリング検査を実施。 国産天然のヒラメについて、地方自治体と連携しながらクドアによる食中毒防止策等について普及啓発を実施。

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
			<p>【農林水産省】</p> <p>クドアによる食中毒を防止する観点から、ヒラメの養殖場等における食中毒防止対策について平成28年6月23日付けで都道府県に対して通知を发出。</p>
25年度	—	選定されていない。	
26年度	「フモニシン」に関する食品健康影響評価 【評価終了】	<p>平成27年度に食品安全確保総合調査を活用し、文献等の収集・翻訳・分析・整理及び汚染実態データが乏しい食品等について補完的な汚染実態調査を実施した。</p> <p>平成29年9月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>平成30年2月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、汚染実態調査の結果等を踏まえ食品について基準値を設けないことと了承。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>飼料製造事業者のGMP等の工程管理による有害物質の低減対策の効果を確認するための指標として、家畜及び家きんに給与される配合飼料に対し管理基準（4 mg/kg: フモニシン B1+ B2+ B3）を設定。。</p>
27年度	「アレルギー物質を含む食品」に関する食品健康影響評価 【評価終了】	<p>平成29年10月に設置されたアレルギーを含む食品に関するワーキンググループにおいて、食品安全確保総合調査等で収集した科学的知見を活用し、調査審議を行った。</p> <p>アレルギー物質を含む食品のうち、「卵」について令和3年6月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省に通知した。卵以外のアレルギーを含む食品について、入手した科学的知見を整理・分析したところ、現段階では科学的な評価を行うために十分な科学的知見が整った状況ではないことが明らかとなったため、当面、食品健康影響評価を行うこと</p>	—

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
		が困難であると判断された。したがって、「自ら評価」案件の取扱いについて（平成 24 年 2 月 16 日食品安全委員会決定）に基づき、平成 27 年度の「自ら評価」案件として採択されたアレルギー物質を含む食品については、これまでに収集した卵以外のアレルギーを含む食品に関する情報をとりまとめて公表し、これをもって「自ら評価」としての食品健康影響評価を終了することとした。	
28 年度	—	選定されていない。	—
29 年度	—	選定されていない。	—
30 年度	—	選定されていない。	—
令和 元年度	—	選定されていない。	—
2 年度	—	選定されていない。	—
3 年度	—	選定されていない。	—

※1 「主な措置」については、食品安全委員会が例年実施している「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査」の結果（平成 30 年 9 月 30 日までの措置状況）等を基に記載。

※2 企画等専門調査会による「自ら評価」の選定プロセスによらず、委員会自らの判断によりプリオン専門調査会において審議を進めたもの。